令和　元　年度

第３回 第一農地部会定例会議事録

令和元年６月２８日（金）

上越市役所 第一庁舎 4 階 401 会議室

令和元年度第３回第一農地部会定例会議事録

日時　令和元年６月 28 日　午後２時
場所　上越市役所　第一庁舎　４階　401 会議室

1　出 席 委 員

⑴　農業委員

1 番	古川　政繁	2 番	荒川　俊治	3 番	池田　京子
4 番	五十嵐　彰	5 番	小幡　利夫	6 番	佐藤　徳司
7 番	髙島　信雄	8 番	金子　昭榮	9 番	久保埜　徳雄
10 番	新井　修一	11 番	八田　賢司	13 番	小林　広良

⑵　農地利用最適化推進委員

1 番	竹内　浩行	2 番	内藤　義一	6 番	加藤　俊彦
10 番	近藤　晴夫	12 番	杉田　藤一	13 番	平野　宏一
14 番	荻原　松男	16 番	齋藤　啓治	20 番	嶋田　勝
21 番	清水　強	22 番	上原　清則	24 番	松本　香

2　欠 席 委 員

12 番　上原　孝

3　職務のため出席した事務局職員

事務局	局　長	栗本　修一
	次　長	松縄　浩一
	係　長	久保埜　修
	主　任	橋　立　理
中郷区駐在室	主　任	相葉　博昭
板倉区駐在室	主　任	宮澤　雅則
清里区駐在室	主　任	井田　義之
名立区駐在室	班　長	山邉　稔

4　会議に附した事件

議事録署名委員の氏名

4 番　五十嵐　彰　10 番　新井　修一

（2）議事

（合併前の上越市）

議案第１号　農地法第１８条第１項許可申請について
議案第２号　農地法第３条第１項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について
議案第３号　農地法第５条第１項許可申請について
議案第４号　上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第５号　農用地利用配分計画案に係る意見について
報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について
報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について

（中郷区）

議案第１号　農地法第３条許可申請について
議案第２号　上越市農用地利用集積計画の決定について

（板倉区）

議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について

（清里区）

議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について
報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について

（名立区）

議案第１号　農地法第３条許可申請について

５　会　議

	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会
議　長	これより第3回第一農地部会を開催いたします。
	＜資格審査＞
議　長	はじめに本日の出席状況でありますが、第一農地部会委員数13人で出席委員が12人でありますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。
	＜議事録署名委員の指名＞
議　長	次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号4番　五十嵐　彰 委員、議席番号10番 新井　修一委員の両名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。 （上越市農業委員会憲章の唱和）
議　長	それでは、議案の審議に入ります。
	（合併前の上越市分の議案） **＜議案第1号「農地法第18条第1項許可申請について」＞**
議　長	議案第1号「農地法第18条第1項許可申請について」、番号1番と2番の2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
（事務局） 久保埜	議案第1号「農地法第18条第1項許可申請について」、ご説明いたします。1頁、番号1番と2番の2件です。 農地法第18条は、農地の賃貸借の解約等を行う場合の制限を定めたものです。その第1項において、「農地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事、上越市の場合は権限の委譲を受けていますので農業委員会長の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申し入れ、合意による解約、または賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」と規定しており、同条第2項で要件が示されております。 その1つに、賃借人が信義に反した行為をした場合に許可できると規定されております。

	信義に反した行為とは、たとえば、賃借人の借賃の滞納、無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸、不耕作、賃貸人に対する不法行為等の行為が想定されます。 今回の申請についてですが、両案件とも平成31年3月29日に賃借権解除の申請がありました。 いずれも賃借人において平成29年度と平成30年度の賃借料を滞納し、賃貸人が賃借人と面談し、早急に支払うよう求めたにも関わらず応じず、今後も支払う意思が認められないこと、また、賃貸人から合意解約を求めたもののこれも拒否されたことから、賃貸人の申し立てによる解除の申請に至りました。 これを受け、許可申請書の記載事項及び添付書類について、事務局において審査し、賃借人に対し事実確認を行うための面談を申し入れるも受け入れられず、期日を定め申請書の概要等について異議及び意見がある場合は、農業委員会事務局まで連絡するように、また、期日までに返事がない場合は異議等がないと判断し申請書の内容に基づき審議する旨を配達証明郵便で郵送いたしました。 その結果、期日までに連絡がないため申請書の内容について事実であると認め、農地法第18条第2項第1号に照らし、賃借人が信義に反した行為をした場合に該当すると認められるため、許可相当と判断いたしました。なお、返還後の利用計画は他者へ貸付予定となっております。 本案件については今後、農業委員会の意見を付し、農地法第18条第3項の規定により、新潟県農業会議常設審議委員会に諮問を行います。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。
小幡委員	はい。5番小幡です。今回の案件に関する地区は私の担当地区であり、関わってきましたので報告させていただきます。 本案件は、理由はよくわかりませんが、賃借人から平成29年、30年分の賃料の支払いが行われず、昨年来、賃貸人と賃借人との間で相談してきており、12月には関係者が集まった話し合いの中で、本人から合意解約するとの申し出があったと漏れ聞いています。しかしながら、合意解約の書類への押印がないまま、信義違反の状態が続いていたので、今回、解除の申請に至ったものです。
議　長	他に質問等ございませんか。
	（「ありません」の声あり）
議　長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。

	議案第１号「農地法第 18 条第１項許可申請について」、番号１番と２番の２件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。議案第１号の２件を許可すべきものと決定し、新潟県農業会議常設審議委員会へ諮問を行い、そこで異議がないものと認められた場合は許可処分を行い、それ以外の場合は次期農地部会で再度審議することとします。
	＜議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」＞
議　長	次に議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号１番の１件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保埜	２頁、議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」番号１番の１件です。 農地を取得する基準の一つに下限面積要件があり、この地域では取得後の経営面積が 50 アール以上の必要があります。農地を取得できない者が公売に参加することを避けるため、事前に買受適格者であるかどうかを農地部会で審議し、証明書交付の可否を決定していただくものです。 公売終了後、落札者から第３条許可申請書が提出され、申請書の内容が今回の証明願と同様である場合は改めて農地部会で議決することなく、事務局長専決処分により許可します。 今回、公売に付される農地は下新田地内の畑２筆、647 ㎡です。取得を希望される１人から買受適格証明願が提出されました。 なお、90 歳というご高齢ですが、申請書についてご自身で持参され農業もご自身で耕作をされており、続けられる限り耕作を継続していくとのことです。とはいえ、ご本人もご高齢であることから、ご自身で地域の人・農地プランにおいて、近い将来、地域の法人に委託予定ということで搭載されております。 以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

	（「ありません」の声あり）
議　長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号１番の１件を原案のとおり適格として証明することにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。議案第２号の１件を適格として証明することに決定いたします。
	＜議案第３号「農地法第５条第１項許可申請について」＞
議　長	議案第３号「農地法第５条第１項許可申請について」、番号16番から19番までの４件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
（事務局） 久保埜	３頁、議案第３号「農地法第５条第１項許可申請について」、番号16番から番号19番までの４件です。 16番は、大字市野江地内において、市野江町内会が中江北部第２地区県営ほ場整備事業の創設換地である申請農地を公園及び駐車場として整備するものであります。 ４頁に位置図、５頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請農地は、10ha以上の広がりのある農地に隣接していることから農地区分は原則転用ができない第１種に該当しますが、転用内容が許可基準である「土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当するめ、許可は可能となります。 土地利用計画は、公園として滑り台１台、ブランコ１台を設置するとともに車６台分の駐車スペースを整備するものです。工期は許可日から12月31日まででです。 建築物の建築等を目的として土地の区画形質の変更を行うものではないため、都市計画法第29条の開発許可は不要です。 また、土地改良事業に伴う創設換地の転用については、県を通じて国から「申請の一方の当事者は、当該事業主体」、「他方の当事者は取得予定者」「権利の種類は所有権以外の権利」とする旨の通知があることから、当該通知に基づいた申請及び議案となっております。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 17番から19番まではそれぞれの申請農地に一般個人住宅を建築するものです。６頁以降に位置図及び土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 いずれの申請農地も周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第２種に該当します。

	土地利用計画はそれぞれ住宅１棟であり、建ぺい率はいずれの案件も 22%以上で基準を満たしております。また、工期は、どの案件も許可日から始まり、17 番は 12 月末まで、18 番及び 19 番は 9 月末日までです。 都市計画法第 29 条の開発許可申請については、いずれの案件も既に申請があり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。いずれの案件も転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 以上です。
議　長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 16 番から 19 番までの 4 件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。議案第 3 号の 4 件を許可することに決定いたします。
	＜議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞
議　長	議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内 4 件、6 年超 10 年以内 1 件、10 年超なしで合計 6 件、利用権移転なし、所有権移転 5 件です。それでは、上程いたします。 はじめに利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 486 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保埜	議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 13 頁、利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 486 番の新規 1 件で、耕作している近隣の農地を借り受けるものです。 なお、本案件は 19 頁、整理番号 160 番、161 番の関連案件です。 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　長　続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号487番から490番までの4件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）久保埜　14頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号487番から490番までの4件で、新規1件、再設定3件となります。

新規設定についてご説明いたします。488番の1件で、隣接する農地を借り受けるものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議　長　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　長　続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号491番の1件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）久保埜　15頁、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号491番の新規1件で、隣接する農地を借り受けるものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議　長　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　長　最後に所有権移転、整理番号492番から496番までの5件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）久保埜　16頁、所有権移転、整理番号492番から496番までの5件です。

内訳は、所有権を移転する土地、田17筆の29,500.06㎡、畑10筆の2,742㎡です。

なお、整理番号492番は20頁、整理番号165番の関連案件です。

	これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議　長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。 議案第4号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
	＜議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞
議　長	議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間10年超のみの2件です。 権利の設定、期間10年超、整理番号30番及び31番の2件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
（事務局） 久保埜	議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 18頁、権利の設定、期間10年超、整理番号30番及び31番の2件です。 これら案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地32筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 なお、参考資料といたしまして32筆の一覧表を別紙として添付いたしましたので合わせてご覧ください。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

	（「ありません」の声あり）
議　長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。 ただ今の2件について、同意することに決定いたします。
	＜報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」＞
議　長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号159番から165番までの7件を報告いたします。事務局の説明を求めます。
（事務局） 久保埜	19頁から20頁まで記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、7件の届出書を受理しましたので報告いたします。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」2件、「他者へ貸付予定」1件、「他者へ売却」1件、「休耕」3件の計7件です。 休耕となっている番号159番162番163番の3件については、借り手が見つからないため、所有者が保全管理を行います。 このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 以上です。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、報告第1号の7件を承認いたします。
	＜報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議　長	報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号2番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。
（事務局） 久保埜	21頁、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」受理通知番号2番の1件の届出書を受理したのでご報告いたします。 転用目的は、「一般個人住宅」の1件です。 以上です。

議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、報告第２号の１件を承認いたします。
	＜報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議　長	報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号 63 番から 76 番までの 14 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。
（事務局） 久保埜	22 頁から 23 頁、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号 63 番から 76 番までの 14 件の届出書を受理したのでご報告いたします。 転用目的は、「住宅団地造成」１件、「住宅敷地拡張」２件、「駐車場」３件、「一般個人住宅」６件、「集合住宅」１件、「モデル住宅」１件の計 14 件です。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、報告第３号の７件を承認いたします。
議　長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
	（中郷区駐在室分の議案） **＜議案第１号「農地法第３条許可申請について」＞**
議　長	議案第１号「農地法第３条許可申請について」、番号 7105 番の１件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
（中郷区） 相　葉	議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。 1頁、整理番号7105番の1件で、中郷区福崎地内の農地となります。 本案件は、譲渡人が経営規模縮小に伴い、申請地の隣に住んでいる譲受人に相談したところ、規模拡大の意向もあり承諾を得られたことから売買するものです。

	この案件につきましては、別紙「農地法第３条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、番号 7105 番の１件を原案のとおり許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。議案第１号の１件を許可することに決定いたします。
	＜議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞
議　長	議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間３年以内なし、３年超６年以内なし、６年超 10 年以内１件、10 年超なしで合計１件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。 利用権設定、期間６年超 10 年以内、整理番号 7197 番の１件について、事務局の説明を求めます。
（中郷区） 相　葉	議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 3頁、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7197番の1件で、新規です。 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。

	議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。 議案第２号について、農業経営基盤強化促進法第15条第４項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
議　長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。
	（板倉区駐在室分の議案） **＜議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞**
議　長	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間３年以内１件、３年超６年以内なし、６年超10年以内なし、10年超なしで合計１件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは上程いたします。 はじめに、利用権設定、期間３年以内整理番号7647番の１件について、事務局の説明を求めます。
（板倉区） 宮　澤	議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 ２頁、利用権設定、期間３年以内、整理番号7647番の１件で、再設定となります。 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）

議　長	ご異議なしと認めます。議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。
議　長	次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。
	（清里区駐在室分の議案） **＜議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞**
議　長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内なし、3 年超 6 年以内 3 件、6 年超 10 年以内なし、10 年超なしで合計 3 件、利用権移転なし、所有権移転 1 件です。それでは、上程いたします。 はじめに利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 8219 番から 8221 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。
(清里区) 井　田	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 2 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 8219 番から 8221 番までの 3 件で、再設定 3 件です。 これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	続きまして、所有権移転、整理番号 8222 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。
(清里区) 井　田	3 頁、所有権移転、整理番号 8222 番の 1 件です。 内訳は、所有権を移転する土地、田 20 筆の 12,302 ㎡、畑 19 筆の 3,416.44 ㎡です。 なお、整理番号 8222 番は 4 頁、番号 8127 番の関連案件です。 譲渡人のご主人が急逝され、ご家族が転居することとなり、それに伴い宅地を除くすべての不動産を、近くの知人である譲受人に譲渡することを強く希望し、また譲受人も地元の農地を守るため承諾し売買に至ったものです。 なお、譲受人の経営面積が 14 ㎡となっておりますが、譲受人は農地所有適格法人の組合員であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号の規定によると、農

	地所有適格法人の組合員が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うために、その組合員が利用権の設定等を受けることを認めており、また、譲受人自身の農地及び本案件に係る譲渡人の農地については、現在、同法人が耕作しており、所有権移転後、本案件の農地については再度、同法人へ貸し付け、耕作を行う予定となっていることから、この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たすものと判断しました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。 議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。
	＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞
議　長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8127 番の 1 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。
(清里区) 井　田	4 頁記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による合意解約通知について」、整理番号 8127 番、1 件の届出書を受理しましたので報告いたします。 この案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ売却です。 備考欄に頁と整理番号を記載しましたが、前述の議案と関連しております。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）

議　長	特に質問がないようですので、報告第１号の１件を承認いたします。
議　長	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
	（名立区駐在室分の議案） **＜議案第１号「農地法第３条許可申請について」＞**
議　長	議案第１号「農地法第３条許可申請について」、番号 9502 番の１件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(名立区) 山　邉	議案第１号「農地法第３条許可申請について」ご説明いたします。 １頁、番号 9502 番の１件です。東飛山、瀬戸地内の農地となります。 当該地は、譲受人の居宅の近くにあり、畑として活用したいとの意向で、譲渡人に打診したところ快諾が得られ売買するものです。 これらの案件につきましては、別紙「農地法３条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議　長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議　長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、9502 番の１件を原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議　長	ご異議なしと認めます。議案第１号の１件を許可することに決定いたします。
議　長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。 本日の農地部会を終了いたします。（午後　14　時　56　分）